

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【公開番号】特開2012-24593(P2012-24593A)

【公開日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2012-006

【出願番号】特願2011-195111(P2011-195111)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月9日(2012.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当否判定を少なくとも実行可能な当否判定手段と、

複数の図柄表示手段を少なくとも制御可能な第一の制御手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

遊技者に有利な第二の特別遊技状態を少なくとも開始可能な第二の制御手段と、

を備えた遊技台であって、

前記図柄表示手段は、図柄変動表示を少なくとも実行可能なものであり、

前記複数の図柄表示手段のうちの少なくとも一つは、第一の図柄表示手段であり、

前記複数の図柄表示手段のうちの少なくとも一つは、第二の図柄表示手段であり、

前記第一の制御手段は、前記第一の図柄表示手段による図柄変動表示(以下、第一の図柄変動表示という。)の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、前記第二の図柄表示手段による図柄変動表示(以下、第二の図柄変動表示という。)の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、第一の保留消化条件の成立があった場合に、前記第一の図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、第二の保留消化条件の成立があった場合に、前記第二の図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の保留消化条件の成立要件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含む要件であり、

前記第一の保留消化条件の成立要件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていないことを少なくとも含む要件であり、

前記第一の保留消化条件の成立要件は、前記第一の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含む要件であり、

前記図柄表示手段は、前記当否判定手段による当否判定の結果が第一の当否判定結果であった場合に、前記図柄変動表示において第一の図柄態様を少なくとも停止表示可能なものであり、

前記図柄表示手段は、前記当否判定手段による当否判定の結果が第二の当否判定結果であった場合に、前記図柄変動表示において第二の図柄態様を少なくとも停止表示可能なも

のであり、

前記第二の制御手段は、前記第二の特別遊技状態よりも遊技者に不利な第一の特別遊技状態を少なくとも開始可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記図柄表示手段に前記第一の図柄態様が停止表示された後で、前記第一の特別遊技状態を少なくとも開始可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記図柄表示手段に前記第二の図柄態様が停止表示された後で、前記第二の特別遊技状態を少なくとも開始可能なものであり、

前記第二の図柄表示手段は、前記第一の図柄表示手段よりも前記第二の図柄態様を停止表示しやすいものであり、

前記先読み予告手段は、前記第二の図柄態様が前記第二の図柄表示手段に停止表示される前であり、かつ前記第一の図柄変動表示中に、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであること

を特徴とする遊技台。

#### 【請求項 2】

請求項 1 に記載の遊技台であって、

前記第一の図柄変動表示は、第一の始動領域に入球した場合に少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の図柄変動表示は、第二の始動領域に入球した場合に少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の始動領域へ入球しやすい時短状態と非時短状態に少なくとも制御可能な時短制御手段を備え、

前記先読み予告手段は、前記時短状態中の前記第二の図柄態様が前記第二の図柄表示手段に停止表示される前であり、かつ前記第一の図柄変動表示中に、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであること

を特徴とする遊技台。

#### 【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載の遊技台であって、

前記先読み予告手段は、前記第二の図柄態様が前記第二の図柄表示手段に停止表示される場合であり、且つ第一の先読み予告条件の成立があった場合には、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであること

を特徴とする遊技台。

#### 【請求項 4】

請求項 3 に記載の遊技台であって、

前記第一の先読み予告条件は、第一の予告抽選に当選した場合に、少なくとも成立するものであること

を特徴とする遊技台。

#### 【請求項 5】

請求項 3 または 4 に記載の遊技台であって、

前記先読み予告手段は、前記第二の図柄態様とは異なる図柄態様が前記第二の図柄表示手段に停止表示される場合であり、且つ第二の先読み予告条件の成立があった場合にも、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであること

を特徴とする遊技台。

#### 【請求項 6】

請求項 5 に記載の遊技台であって、

前記第二の先読み予告条件は、第二の予告抽選に当選した場合に、少なくとも成立するものであること

を特徴とする遊技台。

#### 【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

C P U を含んで構成された主制御手段を備え、

前記主制御手段は、前記第一の制御手段および前記第二の制御手段を少なくとも含んで構成されたものであり、

前記第一の制御手段における制御は、前記CPUによって行われる制御であり、

前記第二の制御手段における制御は、前記CPUによって行われる制御であること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、所定の確率で実行可能なものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 9】

請求項 7 または 8 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記主制御手段からのコマンドに基づいて制御を少なくとも実行可能なサブ制御手段を備え、

前記サブ制御手段は、前記主制御手段とは別基板に設けられており、

前記サブ制御手段は、前記先読み予告を行うかどうかを判定する判定手段を少なくとも含み、

前記先読み予告手段は、前記判定手段が前記先読み予告を行うと判定した場合に前記先読み予告を実行可能なものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 10】

請求項 2 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、連続予告ではなく、一回の前記図柄変動表示中に開始されて終了される単発予告としても実行可能なものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の遊技台であって、

前記単発予告は、当該先読み予告の対象になる当否判定の結果に対応する図柄態様を停止表示する図柄変動表示中に実行可能なものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 12】

請求項 2 乃至 11 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、前記先読み予告の対象になる当否判定の結果に対応する図柄態様を停止表示する図柄変動表示を含む複数回の図柄変動表示で少なくとも実行可能なものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 13】

請求項 2 乃至 12 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、前記先読み予告の対象になる当否判定の結果に対応する図柄態様を停止表示する図柄変動表示が行われている期間中に終了するものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 14】

請求項 2 乃至 13 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、複数回の図柄変動表示中に、同一の態様による予告表示が行われるものであること  
を特徴とする遊技台。

【請求項 15】

請求項 14 に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、複数回の図柄変動表示中に、前記予告表示が継続的に行われるものであること  
を特徴とする遊技台。

**【請求項 16】**

請求項7乃至15のいずれか1項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、前記第一の図柄変動条件が成立した際に、少なくとも開始されるものであること

を特徴とする遊技台。

**【請求項 17】**

請求項7乃至16のいずれか1項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、前記第二の図柄変動条件が成立した際に、少なくとも開始されるものであること

を特徴とする遊技台。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的は、

当否判定を少なくとも実行可能な当否判定手段と、

複数の図柄表示手段を少なくとも制御可能な第一の制御手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

遊技者に有利な第二の特別遊技状態を少なくとも開始可能な第二の制御手段と、  
を備えた遊技台であって、

前記図柄表示手段は、図柄変動表示を少なくとも実行可能なものであり、

前記複数の図柄表示手段のうちの少なくとも一つは、第一の図柄表示手段であり、

前記複数の図柄表示手段のうちの少なくとも一つは、第二の図柄表示手段であり、

前記第一の制御手段は、前記第一の図柄表示手段による図柄変動表示(以下、第一の図柄変動表示という。)の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、前記第二の図柄表示手段による図柄変動表示(以下、第二の図柄変動表示という。)の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、第一の保留消化条件の成立があった場合に、前記第一の図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、第二の保留消化条件の成立があった場合に、前記第二の図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の保留消化条件の成立要件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含む要件であり、

前記第一の保留消化条件の成立要件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていないことを少なくとも含む要件であり、

前記第一の保留消化条件の成立要件は、前記第一の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含む要件であり、

前記図柄表示手段は、前記当否判定手段による当否判定の結果が第一の当否判定結果であった場合に、前記図柄変動表示において第一の図柄態様を少なくとも停止表示可能なものであり、

前記図柄表示手段は、前記当否判定手段による当否判定の結果が第二の当否判定結果であった場合に、前記図柄変動表示において第二の図柄態様を少なくとも停止表示可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記第二の特別遊技状態よりも遊技者に不利な第一の特別遊技状態を少なくとも開始可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記図柄表示手段に前記第一の図柄態様が停止表示された後で、前記第一の特別遊技状態を少なくとも開始可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記図柄表示手段に前記第二の図柄態様が停止表示された後で

、前記第二の特別遊技状態を少なくとも開始可能なものであり、

前記第二の図柄表示手段は、前記第一の図柄表示手段よりも前記第二の図柄態様を停止表示しやすいものであり、

前記先読み予告手段は、前記第二の図柄態様が前記第二の図柄表示手段に停止表示される前であり、かつ前記第一の図柄変動表示中に、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであること

を特徴とする遊技台によって達成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、優先側の図柄表示手段に関する先読み予告を実行可能とすることにより、遊技の興奮を高めることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0234

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0234】

このように、本実施例では、先読み対象となる特図2の変動結果が当りになる可能性が高いことを示唆することで、遊技者の焦燥感を軽減することが可能となる場合がある。先読み対象となった特図2の変動結果が当りとなることを明確に表示することで、焦燥感を完全に無くすことが可能となり、且つ当該時点ではそれ以上の保留増加の必要も無くなるため、遊技球の無駄な打ち出しを抑止することが可能となる場合がある。

本実施例によれば、優先側の図柄表示装置に関する先読み予告を実行可能なので、該先読み予告が行われれば、「非優先側の図柄表示装置に関して保留中の図柄変動表示の開始および結果表示」が行われることを待たずに、該先読み予告に関連した優先側の図柄変動表示が始まることを遊技者に知らせることができる。